

現行（令和2年8月）				修正案（令和6年1月時点）				備考
第4章 予報及び警報 第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。				第4章 予報及び警報 第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。				
区分	種類	発表機関	摘要	区分	種類	発表機関	摘要	
気象予警報 〔法第10条第1項〕 気象業務法 〔第14条の2第1項〕	大雨注意報・大雨警報 ・大雨特別警報 洪水注意報・洪水警報	網走地方気象台	一般向けの注意報・警報の発表をもって代える	気象予警報 〔法第10条第1項〕 気象業務法 〔第14条の2第1項〕	大雨注意報・大雨警報 ・大雨特別警報 洪水注意報・洪水警報	網走地方気象台	一般向けの注意報・警報の発表をもって代える	
洪水予報 〔法第10条第2項〕 法第11条第1項 気象業務法 〔第14条の2第2項〕 〔第14条の2第3項〕	注意報・警報・情報	網走開発建設部 網走地方気象台共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報	洪水予報 〔法第10条第2項〕 法第11条第1項 気象業務法 〔第14条の2第2項〕 〔第14条の2第3項〕	注意報・警報・情報	網走開発建設部 網走地方気象台共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報	
水防警報 （法第16条）	待機・準備・出動 ・指示・解除	北海道開発局 道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表	水防警報 （法第16条）	待機・準備・出動 ・指示・解除	北海道開発局 道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表	
第2節 気象庁が行う予報及び警報 第1 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報 網走地方気象台長は、気象等の状況により、洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び道知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、これを一般に周知させるものとする。 水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。 水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。				第2節 気象庁が行う予報及び警報 第1 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報 網走地方気象台長は、気象等の状況により、洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、これを一般に周知させるものとする。 水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。 水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。				
1 注意報、警報、特別警報の種類				1 注意報、警報、特別警報の種類				
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準		水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準		
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき		水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき		
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき		水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき		
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき			大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき		

現行（令和2年8月）					修正案（令和6年1月時点）					備考	
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき			水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき				
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき			水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき				
※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。					※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。						
2 発表基準					2 発表基準						
(1) 大雨注意報発表基準					(1) 大雨注意報発表基準（令和5年6月8日現在）						
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準		
網走地方	網走南部	津別町	6	73	網走地方	網走南部	津別町	6	85		
【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※土壌雨量指数基準は、1km四方ごとに設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は、町内における基準値の最低値を示している。					【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※土壌雨量指数基準は、1km四方ごとに設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は、町内における基準値の最低値を示している。						
(2) 大雨警報発表基準					(2) 大雨警報発表基準（令和5年6月8日現在）						
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準		
網走地方	網走南部	津別町	8	132	網走地方	網走南部	津別町	8	125		
【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※土壌雨量指数基準は、1km四方ごとに設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は、町内における基準値の最低値を示している。					【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※土壌雨量指数基準は、1km四方ごとに設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は、町内における基準値の最低値を示している。						
(3) 洪水注意報発表基準					(3) 洪水注意報発表基準（令和5年6月8日現在）						
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量 指数基準	複合基準	指定河川洪水予報 による基準	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量 指数基準	複合基準	指定河川洪水予報 による基準
網走地方	網走南部	津別町	網走川流域 = 14.4 津別川流域 = 13.1	網走川流域 = (5, 14.4) 網走川流域 = (5, 12)	網走川[津別]	網走地方	網走南部	津別町	網走川流域 = 15 津別川流域 = 14.2	網走川流域 = (5, 15) 津別川流域 = (5, 14)	網走川[津別]
【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の内市町村等の基準値は空欄としている。 ※欄中、「○○川流域=○○」は、「○○川流域の流域雨量指数○○以上」を意味する。 ※欄中、「○○川流域=△△、○○」は、「○○川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数○○以上」を意味する。					【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の内市町村等の基準値は空欄としている。 ※欄中、「○○川流域=○○」は、「○○川流域の流域雨量指数○○以上」を意味する。 ※欄中、「○○川流域=△△、○○」は、「○○川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数○○以上」を意味する。 ※「指定河川洪水予報による発表」の「○○川[△△]」は、「○○川に発表された指定河						

現行（令和2年8月）						修正案（令和6年1月時点）						備考
※「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川 [△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。						川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。						
(4) 洪水警報発表基準						(4) 洪水警報発表基準						
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	
網走地方	網走南部	津別町	網走川流域=18 津別川流域=16.4	網走川流域=(5, 16.2)	網走川[津別]	網走地方	網走南部	津別町	網走川流域=18.8 津別川流域=17.8	網走川流域=(5, 16.9)	網走川[津別]	
【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の内市町村等の基準値は空欄としている。 ※欄中、「〇〇川流域=〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※欄中、「〇〇川流域=△△、〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川 [△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。						【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の内市町村等の基準値は空欄としている。 ※欄中、「〇〇川流域=〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※欄中、「〇〇川流域=△△、〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川 [△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。						
(5) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報 気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、 大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値 を発表する。これらの概要は次のとおりである。						(5) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報 気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値 を発表する。これらの概要は次のとおりである。						
種類	内容					種類	内容					
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。					浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。					
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。					洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上でおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。					
流域雨量指数の	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での					流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水					

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>予測値</p> <p>降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。</p>	<p>危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	
<p>第2 警報等の伝達経路及び手段</p>	<p>第2 警報等の伝達経路及び手段</p>	
<p>※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先（気象業務法第15条第1項）。</p>	<p>※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先（気象業務法第15条第1項）。</p>	
<p>太線は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達。</p>	<p>太線は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考																																																																																
<p>第3節 洪水予報河川における洪水予報</p> <p>第1 種類及び発表基準</p> <p>道知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は道知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</p> <p>また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、道知事が指定した河川については道知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。</p> <p>発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="181 590 1356 1001"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報</p> <p>1 洪水予報を行う河川名、区域</p> <table border="1" data-bbox="204 1092 1356 1230"> <thead> <tr> <th>予報区域名</th> <th>河川名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走川</td> <td>網走川水系網走川</td> <td>自 網走郡津別町字達美269番地先 至 海</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 洪水予報の対象となる基準観測所</p> <table border="1" data-bbox="204 1274 1356 1503"> <thead> <tr> <th>予報区域名</th> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>地先名</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位 (警戒水位)</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走川</td> <td>網走川</td> <td>津別</td> <td>網走郡津別町最上60-83</td> <td>68.90m</td> <td>69.80m</td> <td>70.50m</td> <td>70.70m</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 洪水予報の担当官署</p> <table border="1" data-bbox="204 1547 1356 1642"> <thead> <tr> <th>予報区域名</th> <th>担当官署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走川</td> <td>網走開発建設部 網走地方气象台</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 洪水浸水想定区域</p> <table border="1" data-bbox="204 1686 1356 1780"> <thead> <tr> <th>予報区域名</th> <th>洪水浸水想定区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走川</td> <td>津別町、美幌町、大空町、網走市</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">資料6 浸水想定区域</p>	種類	発表基準	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき	予報区域名	河川名	区域	網走川	網走川水系網走川	自 網走郡津別町字達美269番地先 至 海	予報区域名	河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	網走川	網走川	津別	網走郡津別町最上60-83	68.90m	69.80m	70.50m	70.70m	予報区域名	担当官署	網走川	網走開発建設部 網走地方气象台	予報区域名	洪水浸水想定区域	網走川	津別町、美幌町、大空町、網走市	<p>第3節 洪水予報河川における洪水予報</p> <p>第1 種類及び発表基準</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</p> <p>また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。</p> <p>発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1451 590 2626 1001"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報</p> <p>1 洪水予報を行う河川名、区域</p> <table border="1" data-bbox="1475 1092 2626 1230"> <thead> <tr> <th>予報区域名</th> <th>河川名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走川</td> <td>網走川水系網走川</td> <td>自 網走郡津別町字達美269番地先 至 海</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 洪水予報の対象となる基準観測所</p> <table border="1" data-bbox="1475 1274 2626 1503"> <thead> <tr> <th>予報区域名</th> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>地先名</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位 (警戒水位)</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走川</td> <td>網走川</td> <td>津別</td> <td>網走郡津別町最上60-83</td> <td>68.90m</td> <td>69.80m</td> <td>70.50m</td> <td>70.70m</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 洪水予報の担当官署</p> <table border="1" data-bbox="1475 1547 2626 1642"> <thead> <tr> <th>予報区域名</th> <th>担当官署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走川</td> <td>網走開発建設部 網走地方气象台</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 洪水浸水想定区域</p> <table border="1" data-bbox="1475 1686 2626 1780"> <thead> <tr> <th>予報区域名</th> <th>洪水浸水想定区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走川</td> <td>津別町、美幌町、大空町、網走市</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">資料5 浸水想定区域</p>	種類	発表基準	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき	予報区域名	河川名	区域	網走川	網走川水系網走川	自 網走郡津別町字達美269番地先 至 海	予報区域名	河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	網走川	網走川	津別	網走郡津別町最上60-83	68.90m	69.80m	70.50m	70.70m	予報区域名	担当官署	網走川	網走開発建設部 網走地方气象台	予報区域名	洪水浸水想定区域	網走川	津別町、美幌町、大空町、網走市	
種類	発表基準																																																																																	
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																																																																																	
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																																																																																	
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき																																																																																	
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき																																																																																	
予報区域名	河川名	区域																																																																																
網走川	網走川水系網走川	自 網走郡津別町字達美269番地先 至 海																																																																																
予報区域名	河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位																																																																											
網走川	網走川	津別	網走郡津別町最上60-83	68.90m	69.80m	70.50m	70.70m																																																																											
予報区域名	担当官署																																																																																	
網走川	網走開発建設部 網走地方气象台																																																																																	
予報区域名	洪水浸水想定区域																																																																																	
網走川	津別町、美幌町、大空町、網走市																																																																																	
種類	発表基準																																																																																	
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																																																																																	
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																																																																																	
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき																																																																																	
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき																																																																																	
予報区域名	河川名	区域																																																																																
網走川	網走川水系網走川	自 網走郡津別町字達美269番地先 至 海																																																																																
予報区域名	河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位																																																																											
網走川	網走川	津別	網走郡津別町最上60-83	68.90m	69.80m	70.50m	70.70m																																																																											
予報区域名	担当官署																																																																																	
網走川	網走開発建設部 網走地方气象台																																																																																	
予報区域名	洪水浸水想定区域																																																																																	
網走川	津別町、美幌町、大空町、網走市																																																																																	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>5 洪水予報の伝達経路及び手段</p> <p>陸上自衛隊 (美幌駐屯地) 北海道警察 北見方面本部 消防庁 北海道 (維持管理防災課) 北海道 (危機対策課) オホーツク総合振興局 (地域政策課) オホーツク総合振興局 (網走建設管理部) NTT東日本 (仙台センタ) NTT西日本 (福岡センタ) NHK北見放送局 報道機関</p> <p>網走地方气象台 北海道開発局 網走開発建設部</p> <p>水防管理者 (町長) 美幌・津別広域事務組合津別消防署</p> <p>一般住民</p> <p>→ 警報の法定伝達経路 --- 放送</p> <p>第3 水防警報 1 安全確保の原則 水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、水防活動その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。 そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。 2 洪水時の河川に関する水防警報 (1) 種類及び発令基準 道知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は道知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。 水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。</p>	<p>5 洪水予報の伝達経路及び手段</p> <p>陸上自衛隊 (美幌駐屯地) 北海道警察 北見方面本部 消防庁 北海道 (維持管理防災課) 北海道 (危機対策課) オホーツク総合振興局 (危機対策室) オホーツク総合振興局 (網走建設管理部) NTT東日本 (削除) NTT西日本 (削除) NHK北見放送局 報道機関</p> <p>網走地方气象台 北海道開発局 網走開発建設部</p> <p>水防管理者 (町長) 美幌・津別広域事務組合津別消防署</p> <p>一般住民</p> <p>→ 警報の法定伝達経路 --- 放送</p> <p>第3 水防警報 1 安全確保の原則 水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、水防活動その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。 そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。 2 洪水時の河川に関する水防警報 (1) 種類及び発表基準 知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。 水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。</p>	

現行（令和2年8月）				修正案（令和6年1月時点）				備考
種類	内容	発令基準		種類	内容	発令基準		
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。		待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。		
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。		準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。		
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。		出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。		
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。		警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。		
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。		解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。		

(2) 国土交通省が行う水防警報

ア 水防警報を行う河川名、区域

河川名	区域
網走川	自 網走郡津別町字達美269番地先 至 海

イ 水防警報の対象となる基準観測所

予報区域名	河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
網走川	網走川	津別	網走郡津別町最上60-83	68.90m	69.80m	70.50m	70.70m

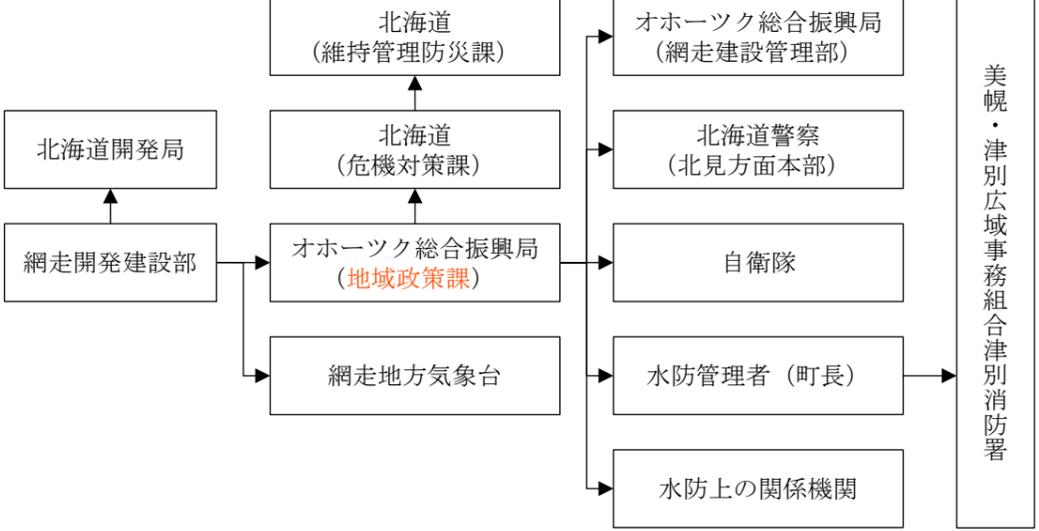
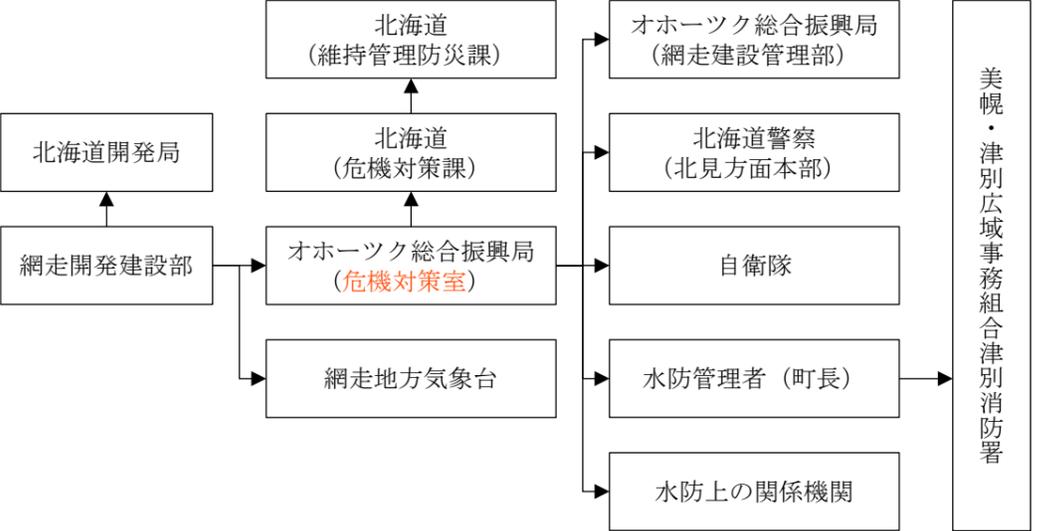
(2) 国土交通省が行う水防警報

ア 水防警報を行う河川名、区域

河川名	区域
網走川	自 網走郡津別町字達美269番地先 至 海

イ 水防警報の対象となる基準観測所

予報区域名	河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
網走川	網走川	津別	網走郡津別町最上60-83	68.90m	69.80m	70.50m	70.70m

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考								
<p>ウ 水防警報の担当官署</p> <table border="1" data-bbox="261 233 1359 327"> <tr> <td>河川名</td> <td>担当官署</td> </tr> <tr> <td>網走川</td> <td>網走開発建設部治水課</td> </tr> </table> <p>エ 水防警報の伝達経路及び手段</p> 	河川名	担当官署	網走川	網走開発建設部治水課	<p>ウ 水防警報の担当官署</p> <table border="1" data-bbox="1537 233 2635 327"> <tr> <td>河川名</td> <td>担当官署</td> </tr> <tr> <td>網走川</td> <td>網走開発建設部治水課</td> </tr> </table> <p>エ 水防警報の伝達経路及び手段</p> 	河川名	担当官署	網走川	網走開発建設部治水課	
河川名	担当官署									
網走川	網走開発建設部治水課									
河川名	担当官署									
網走川	網走開発建設部治水課									